2. 事業継続力強化支援計画の内容
商工会又は商工会議所は事業継続力強化支援計画を策定するに当たっては、以下の点を踏まえる必要がある。
(1) 目標の設定
ア. 関係市町村の地域防災計画等を踏まえ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定すること。
イ. 経営指導員等（法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下第三において同じ。）の人員体制から実現可能な目標であること。
(2) 実施期間
ア. 自ら設定した(1)の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めること。
イ. 事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見を基に実施される必要があることから、関係市町村の地域防災計画の修正状況等も踏まえつつ、実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行うこと。
(3) 実施体制
ア. 事業継続力強化支援を行う必要がある小規模事業者の状況を、商工会又は商工会議所の地区を管轄する都道府県及び関係市町村と共有し、当該都道府県及び当該関係市町村の商工行政や防災行政と連携すること。
イ. 支援体制の構築に当たっては、経済圏や地理的条件が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能となる場合には、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築すること。その際、小規模事業者や関係機関等から入手した法人情報や個人情報の取扱いについて、必要な配慮を行うこと。
ウ. 事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。
エ. 具体的な取組の企画・実行や目標の設定・達成に向けた進捗管理を行う責任者として、経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合においては、広域経営指導員（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号。以下「施行規則」という。）第二条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下第三において同じ。）を商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会等に設置すること。
オ. 広域経営指導員を設置する場合においては、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせるものとすること。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会又は商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会又は商工会議所に積極的に展開すること。
①商工会又は商工会議所における事業継続力強化支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行
②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進
③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言
カ. 事業継続力強化支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築すること。
キ. 関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めること。
ク. 経営指導員等のリテラシー向上のために、商工会等が実施する内部の研修や中小企業大学校における研修等（学習プラットフォームを活用した研修等による補完を含む。）を受講させることで必要な学習機会を提供するとともに、そのための体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努め、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。
(4) 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携
ア. 事業継続力強化支援計画を効果的かつ適切に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、よろず支援拠点、金融機関、保険会社、他の支援機関、公益法人、ＮＰＯ、専門家、地域の大企業及び中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換を行うとともにプッシュ型の働きかけによる伴走支援モデル事業の創出を通じてネットワーク構築及び支援機能の強化に努めること。
イ. 連携する者それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにすること。
ウ. 小規模事業者が他社と連携して実施する、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うといった扶け合いや協業の取組について、必要に応じて複数の商工会又は商工会議所が連携して取り組むこと。

第四

1. 経営発達支援の内容
経営発達支援は、主として以下の各項目に掲げる、商工会又は商工会議所が実施する事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（経営管理能力の高度化や経営改革、業務効率化、生産性向上、人材の育成・確保、起業・創業及び事業承継等を伴う事業を含む。）とする。
(1) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員又は財産等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析
(2) 経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定又は見直しをするための指導及び助言、当該事業計画に従って行う事業の実効性向上に必要な指導及び助言
(3) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向や各種調査を活用した地域の経済動向、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要に関する情報の収集、整理、分析及び提供
(4) 小規模事業者が事業計画に従って行う需要の開拓に寄与することを目的としたＳＮＳやプレスリリース等の広報手法、商談会や展示会等を用いたブランド形成・マーケティング、需要の開拓、電子商取引等の活用手法の教授